

朱子学と教育勅語

井ノ口哲也

一 はじめに

『孟子』は、儒家思想の重要な古典ではあったものの、長く経書とされてこなかった。『孟子』が経書となったのは、宋代になってからである。また、『礼記』から大学篇と中庸篇が特別に取り出されて、『大学』と『中庸』という一書に格上げされ、南宋の朱熹（一一三〇～一二〇〇）によって、四書に入れられた。四書とは、『論語』『孟子』『大学』『中庸』の四つの書物のことで、朱子学のテキストである⁽¹⁾。四書に『孟子』と『中庸』が含まれていることによって、両書に説かれる「五倫」と、そのうちの漢代に確立した「三綱」⁽²⁾とが、社会と家庭の安定を図る道徳として脚光を浴びることとなった。

朱熹が集大成した朱子学は、中国国内に普及していった⁽³⁾のみならず朝鮮半島や日本へも伝播した。この朱子学の伝播とは、具体的には、朱子学のテキスト（朱熹の解釈のついた四書）が伝えられて現地の人々に受容され学習されたことを意味する。

本稿は、「五倫」ないし「三綱」を中心に、朝鮮半島と日本へ伝播した朱子学の展開をそれぞれ確認し、明治日本において「教育ニ關スル勅語」に影響を及ぼすまでの過程を描くことを目的とするものである。この歴史的経緯を理解することが、「道徳の教科化」を目前に控えた戦後日本の「道徳」教育を語り得る出発地点に立つことに相当する、

と考えるからである。

二 朝鮮半島への朱子学の伝播と展開

朝鮮半島へは、元代の中国から朱子学が伝わった。その伝えられ方として、通説では、『高麗史』忠烈王世家と『晦軒先生實記』の「晦軒先生年譜」に基づいて、安珦(アンヒョク) (一二四三―一三〇六) が一二八九年に高麗(九一八―一三九二)の忠烈王(チンニョルワ) (在位一二七四―一三〇八) にしたがって北京へ出かけた時に、朱子の書を記録し朱子の肖像画を描いて、一二九〇年にそれらを高麗にもたらした、とされている⁽⁴⁾。しかし、この通説に対しては、それを疑問視する見解が提出されており⁽⁵⁾、その中には、一二九八年、忠宣王(チンソンワン) (在位一二九八、一三〇八―一三二三) に随行して元に十年間とどまり、この時に蒐集した朱子学の書籍を十四世紀初に高麗にもたらしたとされる白頤正(ベックジ) (一二四七―一三二三) を朱子学伝来者として確実視する見解も見られるのだが⁽⁶⁾、最近の研究では、安珦は一二八九年以前にも元に滞在して朱子学に接し、これを高麗に伝えていた可能性が高く、白頤正は朱子学がまだそれほど普及していなかった高麗に、元で学んだ朱子学を伝えた、との見方がなされている⁽⁷⁾。いずれにせよ、十三世紀末から十四世紀初にかけて、元代の中国から朝鮮半島の高麗に朱子学が伝わった、と考えておいてよいであろう。

その後、高麗では、安珦から朱子学を伝えられたとされる権溥(クオンボ) (一二六二―一三四六) によって朱熹の『四書集註』が刊行されるなど、次第に朱子学書が広まっていった。ちようどこの書の刊行と相前後して、元王朝下では、一三一三年に科挙が復活し、朱子学が採用された。それ以降、高麗から元の都・大都へ受験者が派遣され、一定数の合格者を出している。親子で元の科挙に合格し元の官僚になった李穀(イゴク) (一二九八―一三五二)・李穡(イセク) (一三二八―一三九六) 父子はその代表で、一三六七年、李穡は、一三六一年の国都・開城における兵乱で荒廃しその後再建された成均館(ソンギョングン)の長となり、成均館を朱子学を学ぶための国立の最高学府として体制を整えた。こうして朱子学が国家の思想的基盤となつていき、次の朝鮮王朝(一三九二―一九一〇)にも引き継がれていくことになる。

朝鮮王朝は、国家教学に朱子学を採用した。高麗時代以来の最高学府である成均館を国都（今のソウル）に建設し、国家の儒学教育機関として官僚候補生を養成した。国都には、いわゆる四学（東学・西学・南学・中学）も設置され、地方にも、儒学教育のために国都の四学に対応するものとして、郷校が設置された。しかし、郷校は十五世紀半ばから次第に衰退し、十六世紀半ばからは在地士族による書院が勢いを増し、書院もやがて教育機関としての性格よりも先賢奉祀に重点が置かれるようになった。とはいっても、郷校も書院も、「教育機関としての機能を喪失したのも、地方社会における儒教のシンボルとして在地士族の結集する場を提供し続けた」のである⁸⁰。

その一方で、朱子学を国家教学とする朝鮮王朝は、一般庶民、特に文字の読めない人々に対する教化を図るべく、「三綱」を主題とした『三綱行実図』を作成した。具体的には、君臣間の「忠」、父子間の「孝」、夫婦間の「貞（烈）」それぞれの徳目について中国や朝鮮半島の説話から模範とすべき忠臣・孝子・烈女の行実の一場面図を刊行し、全国に配布したのである⁸¹。志部昭平氏によると、朝鮮王朝が刊行した代表的な『三綱行実図』類は以下のとおりである⁸²。

- ① 一四三四年（世宗一六年） 『世宗初刊三綱行実図』
- ② 一四八一年（成宗一二年） 『諺文三綱行実烈女図』（伝わらず）
- ③ 一四九〇年（成宗一二年） 『刪定諺解三綱行実図』
- ④ 一五一四年（中宗九年） 『続三綱行実図』
- ⑤ 一五一八年（中宗一三年） 『二倫行実図』
- ⑥ 一五七九年（宣祖一三年） 『宣祖改訳三綱行実図』
- ⑦ 一六一五年（光海君八年） 『東国新統三綱行実図』
- ⑧ 一七二六年（英祖二年） 『英祖改訳三綱行実図』
- ⑨ 一七九七年（正祖二十二年） 『五倫行実図』

『三綱行実図』の刊行は、一四二八年（世宗一〇年）に父親殺害事件が発生し、それを聞いた世宗（一三九二〜

一四五〇)が民衆教化のための書籍の刊行を命じたことがきっかけである。志部氏の説明によると、①は世宗時代に編纂・刊行された漢文のみからなるもの、②は伝本の所在がないものの諺訳(朝鮮語訳)された①を成宗時代に「烈女図」のみ刊行したと伝えられるもの、③は①の諺訳版を刪定し刊行したと推定されるもの、⑥は③を宣祖時代に改訳して刊行したもの、⑧は⑥を英祖時代に改訳して刊行したもの、⑨は正祖時代に⑧をもとに改訳されて⑤を合して刊行されたもの、④⑤⑦は③の続編というべき性格を持ち③に倣ってほぼ同一の様式で編纂刊行されたものであり、「これらをそれぞれ祖本とした重刻改板は数知れない」という¹¹⁾。一四四三年(世祖二十五年)に創られ一四四六年(世祖二十八年)に公布された訓民正音(ハングル)の影響で、②以降のものはハングルによる説明の附した『三綱行実図』類となっている。志部氏は、「少なくとも朝鮮語で書かれたもので李朝文献史を通じてこれらほど多く版を重ね、かつ広く読まれたものも稀であろう¹²⁾と述べている。

そもそも、このように多くの版を重ねて『三綱行実図』類が刊行されたのは、なぜであろうか。このことについて、岩谷めぐみ氏は、

朝鮮王朝は、三綱が乱れると天災地変が発生し、その責任は民を教化できなかった王朝にあると考えた。それ故『三綱行実図』群は、常に民心が荒廃し天災地変が頻発した時代に、それを立て直すために朝廷によって編纂され続けたのである。

と述べている¹³⁾。朝鮮王朝において、『三綱行実図』類は、民衆に対する教化を目的として、繰り返し編纂・印刷され、国内に広く流布していったのである。

『三綱行実図』の転機が、実は、豊臣秀吉(一五三六頃～一五九八)による朝鮮出兵(壬辰倭乱または文祿・慶長の役、一五九二～一五九八)にある。朝鮮出兵のあとに刊行された⑦『東国新統三綱行実図』は、登場人物がみな旌表(ひょうじょう)(人の善行を褒め称えて広く天下に示すこと)に該当した「東国」の人々の説話のみで構成されている。「東国」

とは朝鮮半島のことである。すなわち、⑦は、自国の人々の功績を強調した内容となっているのである。⑦は壬辰倭乱を通じて朝鮮半島の人々に芽生えた自国意識に基づいて編纂されたものであるが、嚴基珠氏は、「中国をすべての文化の中心と考え、「自国」という区別概念がなかった状態」が、壬辰倭乱を契機として、「中国とは区別された「自国」を認識する段階へと変化した」とし、「中国ではなく自国の人物の説話を通して朱子学の生活規範を語る必要が感じられるようになったということ自体が、大きな変化なのである」と指摘している¹⁴⁾。

また、『東国新統三綱行実図』の「烈女」部門に着目した鄭夏美氏は、

「東国新統三綱行実図」の烈女部門に列挙されている、合計七十七件のうち、朝鮮時代の例は六九一件であり、そのうちの六三%が壬辰倭乱の間に発生した烈女であり、宣祖朝と光海朝に表彰されている。ちなみに倭軍に抵抗して命を落としたケースのほかに烈女になった例としては、夫の死後に不食や入水などの方法で自殺した場合、節操を守るため自殺した場合、夫の危機情況（虎との遭遇や火災、盗賊などによる）に夫の身代わりとなって死亡した場合などの殉死型、夫の死後、再婚せずに夫の親に仕えた場合、夫の看病のため指を切るなどとして助けたり、夫の死後に墓を守るなどの献身型があった。

と述べ、殉死・献身といった強烈な「烈女イデオロギー」が女性に強要されたことを明らかにしている¹⁵⁾。同じく「烈女図」に掲載されている説話に注目した嚴基珠氏は、

では、朝鮮の統治者がこのような女性の貞節を特別強調する理由はどこにあったのだろうか。ここでは特に、朱子学が治者の学として導入されたという事実注意到注意を払う必要があると思われる。一般に儒教教訓書や物語など、朝鮮の文献に現われた「烈女不事二夫」には、いつも「忠臣不事二君」という句節が付随している。それは、貞節が直接的には女性の生理的な貞操の固守を、また象徴的には「節義」を意味するからであろう。「節義」と

は変節せず、どんな場合にも自分の主人を取り替えないう意味である。……。

……。すなわち、朝鮮の統治者は、「烈女不事二夫」という貞節を強調することによって、同時に「忠臣不事二君」という節義をも婉曲かつ効果的・象徴的に強調しようと考えたのである。まず家庭という基本的な段階で女性の節義という規範が確立すれば、それが次第に縦横に広がって、結局は社会全体の普遍的規範となる。その時、国家という段階で臣下が君主に捧げねばならない節義という規範も確立するという論法である。逆に言えば、国家的な次元で必要な倫理の縮図として、家庭での倫理が認識されたのである。

と、朝鮮王朝がことさらに女性の貞節を強調した理由について述べている⁽¹⁶⁾。敎氏のこの指摘は非常に重要である。実は、ここで述べられていることは、四書の一つであり朱子学で最初に学ぶべきテキストとされる『大学』の考え方に通じるものであるが、そのことについては、後述する。

こうした「三綱」の徳目に秀でた者を顕彰すること、あるいは表彰することを通じた民衆教化は、これ以降も重要な役割を果たし続ける⁽¹⁷⁾。地方の儒者は、書堂・郷校等の教育機関を通じて教化活動に励み、その結果、全国至る所の一般庶民の間で「三綱」(や「五倫」)は彼らの教養として定着し、朝鮮王朝は「三綱」(や「五倫」)を实践した人を表彰した。そのため、地方では、教育機関などを通じて該当者を推薦する旌表請願のネットワークが次第に整い、十九世紀以降は、このネットワークによって、広範囲かつ大規模に士族の力を結集することができたのである⁽¹⁸⁾。以上のとおり、朝鮮王朝においては、「三綱」の影響がいかに深刻であったかが理解されるであろう。

三 日本への朱子学の伝播と展開

日本に朱子学がもたらされたのは、一二〇〇年のようである⁽¹⁹⁾。朱子学は、主として五山の禅僧たちに外典として学ばれ続けた。そのことについて、和島芳男氏は、

禅僧がしきりに儒家の言説を引用し、評釈したのは、もとより宋学そのものを本邦にひろめるためではなく、実は禅法を挙揚するためのひとつの方便であった。そして禅僧がこのような方便を用いなければならなかったのは、中世のはじめの仏教界における禅宗の地位に由来することであった。……。このような禅宗興隆のための方便は将来にわたってわが禅宗史の特徴を規定したばかりでなく、宋学の本邦における本質的開頭を近世に至るまで遷延せしめたのであった。

と述べている⁽²⁶⁾。すなわち、朱子学は、伝来から四百年の間、禅僧たちのもとで禅宗興隆のための具として用いられていたのであった。それが江戸時代の武士を頂点とする社会秩序を支える国家の考え方となるきっかけは、五山の禅僧であった藤原惺窩（一五六一〜一六一九）の選俗であった⁽²⁷⁾。徳川幕府に仕えた林羅山（一五八三〜一六五七）は、藤原惺窩に師事して朱子学を学んだ。朝鮮出兵によって宋明性理学書が多量にもたらされ、惺窩・羅山はこれらの書籍の恩恵を大いに受けた、と考えられている⁽²⁸⁾。また、朝鮮出兵によって、朝鮮半島の活字印刷の技術も伝来して活字版が盛行し、朝鮮本を底本として覆刻・翻刻が行われ、朱子学関係書も朝鮮本を底本にしたものが少なくなかった⁽²⁹⁾。

朝鮮出兵によって日本にもたらされたものは活字印刷の技術や宋明性理学書にとどまらず、実は、『三綱行実図』もその一つであった⁽³⁰⁾。『三綱行実図』のうち、日本語で最初に翻訳されたのは、林羅山による翻訳『化女集』であった⁽³¹⁾。これは、『三綱行実図』の「烈女」部門の全訳であり、三十五人の烈女の伝となっている。「化女」とは、おそらく女性を教化する、という意味であろう⁽³²⁾。また、浅井了意（?〜一六九一）によって『三綱行実図』のすべてが日本語に翻訳された⁽³³⁾。このほか、『三綱行実図』は、日本の教訓短編小説（仮名草子）に大きな影響を与えた⁽³⁴⁾。例えば、山崎闇斎（一六一八〜一六八二）撰『大和小学』、浅井了意撰『堪忍記』（一六五九年刊）、芳菊軒某母滿撰『賢女物語』（一六六九年刊）、宮川道達（?〜一七〇一）撰『訓蒙要言故事』（一六九四年刊）は、いずれも『三綱行実図』の部分的記述を採用している。また、『二倫行実図』も影響を与え、『比売鑑』^{ひめかん}の成立に寄与した。このように、朝

鮮出兵の影響でもたらされた『三綱行実図』の、江戸時代前期の文化への影響は、まことに甚大なものであった、と言わざるを得ないのである。

朝鮮王朝も徳川幕府も、国家教学である朱子学の教えによって、一般庶民の教化、特に文字の読めない女性の教化につとめた。なぜ女性の教化であろうか。これは、朱子学のテキスト『大学』に説かれる八条目のうち、「修身」・「齊家」・「治国」・「平天下」に理由があると思われる。ふだん家にいる女性が、「身を修」めれば「家を齊」えることにつながる。「家を齊」えれば「国を治」めることにつながる、「国を治」めれば「天下を平ら」ぐことにつながる、と考えられたのである。また、江戸時代、女子の寺子屋通学率は低かったが、将来のわが子（＝男子）の教育のために、女子は家で少なくとも読み・書きを学習し、さらに礼儀をわきまえるために、『女庭訓往来』『女大宝箱』『女中庸瑣箱』『女小学教草』といったテキストを学習したのである。そのため、江戸時代の初期から女子の識字教育は必須とされ、幕末には女性の識字率はかなり高かった、とされる²⁹⁾。しかし、必要最低限の手習を身につけていても、それがまったく評価されず、幕末に至って女性に教育がないとみなされる傾向が強くなり、女学校を創って女子を教育しようという動きまで出てきたのである³⁰⁾。

開国以後、欧米列強から自由平等思想が流入し、明治時代には、原則上、四民「平等」になりはした。しかし、実際は、天皇を頂点とする身分社会と男尊女卑の習慣は色濃く残っていた。女性は依然として礼儀作法を身につけることが美徳であるとされ、女学校では良妻賢母を目指して「五倫」を教え込まれたのである³¹⁾。

四 教育勅語に残った朱子学

幕末に開国して以降、欧米の学術や文化が日本を席卷し、明治政府は欧米の政治のしくみを参考にしながら天皇を中心とする国づくりを目指した。また、徳川幕府の政治体制が終焉を迎えたことにより、国家教学であった朱子学は大きな後ろ盾を失い、日本の学術界は、端的に言えば、洋学が新勢力として勢いを伸張していくのに対し³²⁾、旧来

の国学や漢学はその勢いを削りとられていく一方であった。

それでも、「五箇条の御誓文」の翌日に出された「五榜の掲示」は、その中に、「一、人たるもの五倫之道を正しくすべき事」を掲げており^③、一般庶民に対して「五倫」が示されていた。さらに、一八六九年（明治二年）六月一日、前年復興した昌平学校を大学校と改めた時に定められた大学教育の規則には、

道ノ體タルヤ 物トシテ在ラサルナク 時トシテ存セサルナク 其大外ナク 其小内ナシ 乃チ天地自然ノ理ニシテ 人々ノ得テ具ル所 其要ハ則チ三綱五常 其事ハ則チ政刑教化 其詳ナルハ則チ和漢西洋諸書ノ載ル所 學校者乃チ斯道ヲ講シ 知識ヲ廣メ 才徳ヲ成シ 以テ天下國家ニ實用ヲ奏スル所ノ者ナリ 蓋神國國典ノ要ハ 皇道ヲ尊ミ 國體ヲ辨スルニアリ 乃チ皇國ノ目的 學者ノ先務ト謂フヘシ 漢土ノ孝悌彝倫ノ教 治國平天下ノ道 西洋ノ格物窮理 開化日新ノ學 亦皆是斯道ノ在ル處 學校ノ宜シク講究採擇スヘキ所ナリ 且兵學醫學ノ如キ 國ノ興敗 民ノ死生ノ繫ル所 政務中ニオイテ尤モ重スヘキ事ニシテ 外國ト雖モ其長スル所ハ 亦皆採テ以（テ）我國ノ有スルコト勿論而已 如此ナレハ 舊來ノ陋習ヲ破リ 天地ノ公道ニ基キ 智識ヲ世界ニ求メ 大ニ皇基ヲ振起スル御誓文ノ旨趣ニ不悖 是乃チ大學校ノ規模ナリ

とあって、「三綱五常」「漢土ノ孝悌彝倫ノ教 治國平天下ノ道 西洋ノ格物窮理 開化日新之學」など朱子学に関する語が用いられていた^④。すなわち、江戸時代から明治時代へと時代が変わったからといって、まだこの時点では、すぐに何もかもガラリと変わったわけではなかった。

しかし、翌一八七〇年（明治三年）、旧学派（皇漢学）と洋学派の対立が激化し、大学が廃校となつて旧学派が政府の新教育体制から排除されるに至つた。さらに漢学にとつて、一つの大きな壊滅的な打撃となつたのは、一八七二年（明治五年）八月二日の学制の頒布であつた、とされている。藩校・私塾・寺子屋は閉校に追い込まれ、漢学を学ぶ公的な場が次第に姿を消していった。戸川芳郎氏は、「旧幕儒教教学は断絶され、担当漢学者は完全に新体制から

排除された。」とし、「随って、わが国近代の學術研究——もちろん中国研究も——は、すべてこの時期以降の中に本質的特徴を求めなければならない。とくに体制の上では、大学制度の根幹部分の役割を果しつつけた開成学校——大学南校が、医農諸学を除いてすべての出発点に位置している。」と述べている。³⁵⁾

学制頒布により、一八七二年(明治五年)九月、「小學教則」に「修身キヨウジノサトシ口授」が設けられた。これは、教師が文部省指定の教科書を口授するものであったが、教科書は、

- ① 中村正直訳『西国立志編』、一八七〇年(明治三年)刊。
 - ② 箕作麟祥訳『泰西勸善訓蒙』、一八七一年(明治四年)刊。
 - ③ 福沢諭吉訳『童蒙教草』、一八七二年(明治五年)刊。
 - ④ 青木輔清著『小学教諭 民家童蒙解』、一八七四年(明治七年)刊。
 - ⑤ 阿部泰蔵訳『修身論』、一八七四年(明治七年)刊。
- などであった。①はイギリスのサミュエル・スマイルズ(一八一二—一九〇四)の『Self-Help(自助論)』の翻訳、②は一八六七年にフランスのボンヌが著した小学生向けの本の翻訳、③はイギリスのチャンプブルの『モラル・カラブック (Moral-colours' BOOK)』の翻訳、④は東アジアと欧米の善言の寄せ集め、⑤はアメリカのフランシス・ウェーランド(一七九六—一八六五)の『エレメンツ・オブ・モラルサイアンス』の翻訳、である。このように、修身の教科書の多くが欧米人の著作の翻訳であった。
- 修身教育は、当時の明治政府の教育体制の中では、軽視されたものであった³⁶⁾。一八七九年(明治十二年)九月二九日公布の「教育令」では、第三条において修身は教科の末尾に置かれたのである。実は、この「教育令」の原案の段階では、元老院の審議において、佐野常民(一八二三—一九〇二)は原案に反対して修身を筆頭に挙げるべきことを主張したが、最終的に賛成者が得られず認められなかった、という経緯があった³⁷⁾。この議案が裁可を得るために明治天皇(一八五二—一九一二)に上奏された際、天皇は元老院における修身軽視の動きを憂慮し、一八七六年(明治九年)から一八七八年(明治十一年)にわたる巡幸の結果を踏まえて、元田永孚(一八一八—一八九一)によっ

て起草され天皇の名である文書が下賜された。これが、「教学聖旨」にはかならない。「教学聖旨」は「教育令」の直前に出された。すなわち、「教學聖旨」は、明治政府の「教育令」に対する牽制の意味合いを持っていた。天皇の名で出されてはいるが、元田の考えでもあると考えてよい。

「教學聖旨」は、以下のとおり、「教學大旨」と「小學條目二件」とで構成される。

教學聖旨

教學大旨

教學ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才藝ヲ究メ以テ人道ヲ盡スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ然ルニ輓近專ラ智識才藝ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ知識ヲ世界ニ廣ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り日新ノ效ヲ奏スト雖トモ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ將來ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ルヘカラス是我邦教學ノ本意ニ非サル也故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ツキ專ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道德ノ學ハ孔子ヲ主トシテ人々誠實品行ヲ尚トヒ然ル上各科ノ學ハ其才器ニ隨テ益々長進シ道德才藝本末全備シテ大中至正ノ教學天下ニ布滿セシメハ我邦獨立ノ精神ニ於テ宇内ニ恥ルコト無カル可シ

小學條目二件

- 一 仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ然トモ其幼少ノ始ニ其腦髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非サレハ他ノ物事已ニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後奈何トモ爲ス可カラス故ニ當世小學校ニ繪圖ノ設ケアルニ準シ古今ノ忠臣義士孝士節婦ノ畫像・寫眞ヲ掲ケ幼年生入校ノ始ニ先ツ此畫像ヲ示シ其行事ノ概略ヲ説諭シ忠孝ノ大義ヲ第一ニ腦髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス然ルニ諸物ノ名狀ヲ知ラシムヘハ後來忠孝ノ性ニ養成シ博物ノ學ニ於テ本末ヲ誤

ルコト無カルヘシ

一 去秋各縣ノ學校ヲ巡覽シ親シク生徒ノ藝業ヲ驗スルニ或ハ農商ノ子弟ニシテ其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ甚キニ至テハ善ク洋語ヲ言フト雖トモ之ヲ邦語ニ譯スルコト能ハス此輩他日業卒リ家ニ歸ルトモ再タヒ本業ニ就キ難ク又高尚ノ空論ニテハ官ト爲ルモ無用ナル可シ加之其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ縣官ノ妨害トナルモノ少ナカラサルヘシ是皆教學ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ故ニ農商ニハ農商ノ學科ヲ設ケ高尚ニ馳セス實地ニ基ツキ他日學成ル時ハ其本業ニ歸リテ益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アランコトヲ欲ス

ここで、「教學聖旨」の特徴を挙げて、明治政府の教育方針に対してどのように牽制したのかを考えてみたい。

まず、「教學大旨」では、「仁義忠孝」が根幹に据えられている。そして、文明開化を急ぎすぎ世界に目を向けて知識を吸収し西洋の長所を撰取することによって、かえって「仁義忠孝」を後退させ「君臣父子ノ大義」を理解しない事態に至るのは、わが国の「教學ノ本意」ではないのだ、と明治政府の教育方針を牽制している。そのうえで、皇室の伝統に基づいて「専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道德ノ學ハ孔子ヲ主ト」することを述べている。すなわち、西洋のものの考え方でなく中国由来の儒教の「道德ノ學」がわが国の「教學」に必要である、との認識である。

次に、「小學條目二件」の第一条では、「古今ノ忠臣義士孝士節婦ノ畫像・寫眞」を示して「説諭」することで、幼年の頃から「仁義忠孝」の精神を心身に教え込ませるよう、述べている。「幼年生入校ノ始ニ」とあることから、これは小学校入学時の児童に対する教員の仕事のようである。

「小學條目二件」の第二条では、明治天皇が巡幸した際に見聞して気付いたことが述べられている。各地の生徒は「高尚ノ空論」ばかり唱え、「洋語」を口にするがそれを「邦語」に翻訳できないでいる。これでは、結局、西洋文化を何も理解していないのと同じではないのか、そして学校卒業後も仕事に就けないのではないか、もっと地に足の着いた着実な教育方針があるべきではないのか。この「小學條目二件」の第二条では、そういうことを言いたいのだろう。これは、すなわち、明治政府の欧化政策への批判である。

このように「教學聖旨」では、「仁義忠孝」を主張して、明治政府が出そうとしている「教育令」に牽制の意思を示したのであるが、「教育令」は出されてしまった。しかし、その後の修身教育の流れは、「教學聖旨」の趣旨にそのものとなっていった。一八八〇年（明治一三年）二月二十八日、いわゆる「改正教育令」が公布され、第三条において修身が筆頭に挙げられたのである。これは、やはり、最終的には、最高権力者である明治天皇の意思が最も尊重された、ということを意味している。この「教學聖旨」の趣旨にそって作られたものの一つが、元田永孚の『幼學綱要』である³⁸。「教學聖旨」の趣旨にそっていることを端的に示しているのは、以下に示す元田の「幼學綱要序」（岩波文庫本三頁～五頁）である。

幼學綱要序

明治十二年夏秋之間。臣永孚侍經筵。

皇上親論曰。教學之要。在明本末。本末明則民志定。民志定而天下安。爲之莫先於幼學。汝與文學之臣。宜編一書以便幼學也。臣誠恐奉 勅。謹審 聖意之所在。蓋我

祖宗。繼天建極。教人化民。莫一不出於至誠。是以民皆純一正直。父子之親篤。而君臣之義明矣。自六經傳我。仁義道德之說。益明愈廣。雖世運隆替。學科迭興。而至教之之要。則莫復加焉。夫本於道德。而達於知識。始於彝倫。而及於事業。教學之要也。故道之以仁義。教之以忠孝。使天下之民志一定於茲。則其智之所進。其才之所成。發於言辭。顯於行實。施爲事業者。莫不出於仁義忠孝也。苟志向未定。而專知識才藝之務。則殞德性傷教化。其害不可勝言。達觀宇內。其稱華夏稱文明者。猶不免叛亂。是無他。先智力而後仁義也。苟後仁義而智力是競。則甲乙相軋。上下交爭。不奪不壓。其如是則天下之亂。何以止哉。夫三尺之童。知死於忠孝者。我邦固有之俗也。豈非以列聖之所崇在此。而習慣之久也耶。風移俗易。民唯務於知識才藝。棄本趨末。遂將至不知仁義忠孝之爲何物。則其弊害果何所底止哉。今幼穉之兒。智慧未定。慣染猶淺。於是時。先教之以仁義忠孝之道。浸漬涵蓄。習與性成。道德由是以淳。彝倫由是以正。而風俗之美。聲教之懿。將有度越上世。而冠絕宇內者矣。 聖意懇到如

此。誰敢不感激。輒與文學諸員相議。謹擇古今言行之關於彝倫道德。而近切於幼童者。編纂訂正以上焉。辱賜
 睿覽。令鈔梓以布世。嗚呼。

皇上憂世愛民之意深。故垂教道之人方至。但臣等學淺識陋。不足以副 聖意之萬一。所以深恐悚也。然觀者由是
 書。以知本末先後之不可紊。講習匪懈。俛焉竭職。則於所以奉 聖旨報國之道。庶幾乎不差矣。若發揚薰陶。以
 成德性。則又有望乎教導之人云。

明治十四年辛巳六月

一等待講正五位臣元田永宇謹撰并書

「教學聖旨」と「幼學綱要序」を比較すると、以下の三つの共通点を指摘できる。

- ① 仁義忠孝が根幹に据えられていること。
- ② 君臣・父子という人間関係の秩序の重視（＝忠と孝）。
- ③ 幼年の子に「仁義忠孝」を教え込むことの重要性。

これらの共通点は、「教學聖旨」と「幼學綱要序」が同じ元田の執筆による、という点が大いのだが、元田に明治天皇の命が下ったのが「明治十二年夏秋之間」のことであり、ちょうど「教學聖旨」下賜の頃と時日が重なっている。すなわち、明治天皇は、「教學聖旨」から間髪いれず、元田に『幼學綱要』の作成を命じ、あくまでも「仁義忠孝」を軸とする教育方針を掲げることが貫いたのである。

『幼學綱要』の内容については、以下の宇野精一氏の説明が簡にして要を得ている。

この『幼學綱要』の体例は、孝行第一から勉職第二十に至る二〇項目で、各項目につき、まず『孝経』や四書・五經の語句を掲げ、次に和漢の道德的な事例を述べ、所々に挿絵を入れてある。この儒教の經典の語句を引いて次に事例を掲げる方式は、朱子の『小学』の体例とほとんど同じ構想であるから、『小学』を模範として、少な

くとも重要な参考として、撰述されたことはだいたい疑いがないと思われる。そして事例はもちろん和漢（最初は和漢洋だった）のものを掲げているが、全体として漢学に基礎を置くというより、儒教倫理そのものといつても過言でない³⁹。

これによると、この書の体例からして『幼學綱要』に朱子学の伝統が息づいていることがよく分かる。『幼學綱要』の二〇項目をすべて挙げると、それらは孝行・忠節・和順・友愛・信義・勤学・立志・誠實・仁慈・禮讓・儉素・忍耐・貞操・廉潔・敏智・剛勇・公平・度量・識斷・勉職であるが、実は、最初の五項目は「五倫」の父子・君臣・夫婦・兄弟・朋友についてそれぞれ述べたものである。五倫が冒頭の五項目に置かれていることは、五倫をとりわけ重視していることを示しているにほかならないが、五倫の中においても序列があるのである。この五項目の各冒頭に記される文言を列挙すると、以下のとおりである。

孝行第一——天地ノ間、父母無キノ人無シ、其初メ胎ヲ受ケテ生誕スルヨリ、成長ノ後ニ至リ、其恩愛教養ノ深キ、父母ニ若ク者莫シ、能ク其恩ヲ思ヒ、其身ヲ慎ミ、其力ヲ竭シテ、以テ之ニ事ヘ、其愛敬ヲ盡スハ、子タルノ道ナリ、故ニ孝行ヲ以テ、人倫ノ最大義トス、
(岩波文庫本九頁)

忠節第二——宇内萬國、國體各々異ナリト雖モ、主宰有ラザルノ民ナシ、凡ソ人臣タル者、其君ヲ敬シ、其國ヲ愛シ、其職ヲ勤メ、其分ヲ盡シ、以テ其恩義ニ報ズルヲ以テ常道トス、況ヤ萬世一系ノ君ヲ戴キ、千古不易ノ臣民タル者ニ於テラヤ、故ニ臣ノ忠節ヲ子ノ孝行ニ竝ベテ、人倫ノ最大義トス、
(岩波文庫本二八頁)

和順第三——人ニ男女アリ、故ニ必夫婦アリ、夫婦アリ、然後父子アリ、兄弟アリ、以テ一家ヲ成ス、夫ハ其外ヲ治メ、婦ハ其内ヲ修ル者ナリ、夫婦和順ナレバ、一家齊整ス、所謂ル人倫ハ夫婦ニ始ルナリ、之ヲ忠孝ニ竝ベテ、人倫ノ大義トス、
(岩波文庫本四八頁)

友愛第四——兄弟ハ一體一支ナリ、長少ノ序、惠順ノ別アリト雖モ、相友愛スルノ情理ニ至テハ、則異ナルコト無シ、故ニ其理ヲ念ヒ、其情ヲ盡シ、終身相善クシテ、以テ其恩義ヲ全クスルヲ、兄弟ノ道トシ、夫婦和順ニ亞テ、人倫ノ大義トス、
 (岩波文庫本五九頁)

信義第五——人ノ身ヲ立テ道ヲ行フ、必朋友ノ輔ヲ須ツ、故ニ一タビ相友トスレバ、互ニ腹心ヲ開キ、忠告善導、患難相濟ヒ、得喪ヲ以テ其交ヲ渝ヘズ、終始一ノ如キヲ、朋友ノ信義トシ、五倫中ノ一要義ニシテ、亦汎ク人ニ交ルノ道ナリ、
 (岩波文庫本七一頁)

これらによれば、孝行と忠節が「人倫ノ最大義」とされ、和順は忠孝に並ぶ「人倫ノ大義」とされ、友愛は夫婦和順に次ぐ「人倫ノ大義」とされ、信義は単に「五倫中ノ一要義」とのみ記されている。すなわち、『幼學綱要』では、重要なものから先に掲載されているのであるが、この中に論理的矛盾がないわけでもない。夫婦があつて子が生まれ、てこそ「孝行」という徳目が生じる。また、和順第三には「一家齊整ス」とあるが、『大学』の八条目では、「家を齊」えることにより「国を治」めることにつながる、すなわち、家庭の安定から国の秩序（君臣関係もその一つ）の安定へと発展する旨が説かれる。このように考えると、本来は、「人倫ノ最大義」は夫婦和順でなければならぬ。しかし、かねてから「教學聖旨」でも説かれた忠孝を教育の根幹に据えて孝行と忠節を「人倫ノ最大義」としたため、そこに矛盾が生じてしまう。忠孝を最大の徳目とした以上、和順は「最大義」ではなく「大義」とせざるを得ないが、それでも論理的矛盾を抱えているため、それをいくばくかでも解消するべく、夫婦和順は「忠孝ニ竝ベテ」同等に扱われたものと思われる。そのことは、兄弟友愛が夫婦和順の一段低い徳目として扱われていることで、一層明確になる。すなわち、孝行・忠節・和順は「三綱」という括りによるものであり、それらと兄弟友愛・朋友信義とは、「五倫」の中でも一線を画している、ということなのである。

ともあれ、「教學聖旨」では君臣・父子（＝忠孝）について説かれていたのが、『幼學綱要』では「五倫」がすべて盛り込まれた。このことにより、後の教育勅語に忠孝を基本とする「五倫」の精神が盛り込まれるのは必至の情勢と

なつていった⁽⁴⁰⁾。

さて、明治政府は、政治体制については欧米に学習した。自由民権運動の高まりを受けて、明治政府は一八八一年（明治一四年）一〇月二二日、明治天皇により出された国会開設の詔により第一回帝国議會を一八九〇年（明治二三年）に開くことを約束し、その組織や権限の整備のために伊藤博文（一八四一〜一九〇九）らはヨーロッパへ渡りプロイセン（ドイツ）の憲法を学んで帰国した。一八八五年一二月、伊藤は初代内閣総理大臣に就任し、井上毅（一八四四〜一八九五）らと憲法草案の作成に尽力した。こうして、一八八九年二月一日、黒田清隆内閣のもとで、大日本帝国憲法が公布された（皇室典範も同時に制定された）。そして、翌一八九〇年一〇月三〇日に「教育ニ關スル勅語」（教育勅語）が公布された。これらはいずれも、一八九〇年一月二九日の第一回帝国議會の開会に先立つこととして準備された。

欧米に学習した政治体制とは異なり、教育勅語には欧米のもの考へ方は反映されておらず、教育勅語に入り込んだのは、「五倫」であった。教育勅語は、最初、中村正直（一八三二〜一八九一）に原案作成が依頼されたが、中村の原案に井上毅が猛反対してこれを破棄し、井上自らが原案を作成して、これに元田永孚と交わした意見を反映させて成文としたものである⁽⁴¹⁾。以下は、教育勅語の全文である。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

五四

教育勅語の「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ」「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」の文言は、臣民の天皇への「忠」、子の父母への「孝」の如く、君臣・父子・兄弟・夫婦・朋友それぞれの人間関係の秩序すなわち「五倫」の重視を説くものである⁽⁴⁾。

こうして、欧米の学術・文化・制度が日本を席卷した時代となっても、日本の基礎教育の根幹には、依然として朱子学の教えが据えられていたのである。

五 おわりに

教育勅語体制は、終戦までの五十五年間続くことになる。教育勅語の中でとりわけ「五倫」が如何に重要視されたかについて、ここでは、明治・大正・昭和初期を生きた一人の漢学者の言説を紹介して、本稿を閉じることとしたい。その漢学者とは、小柳司氣太（おやなぎ しげた）（一八七〇～一九四〇）である。

一九三〇年（昭和五年）一月に行われた講演「東洋に於ける教育の根本義」⁽⁴⁾で、「五倫」について、小柳は、以下のように述べている。

儒教の道徳は五倫の道を最大最要のものと認め、之を宣傳して之を實行するを、その目的となします。

（四六九頁）

……、吾教育勅語の御精神も、要するに此五倫の道を教えられたものと、私は拜察致す譯であります。

（四七一頁）

さう云ふ風で五倫の道は一番大切なものであります。先刻御話しました禮樂射御書數と云ふやうな教科も、詩經書經などの古典即經書も、結局五倫の道を実現する爲の教材となるのであります。(四七三頁)

これらによれば、儒教の道德の中で最も肝要なものは「五倫」であり、禮・樂・射・御・書・數の六藝も『詩經』『書經』といった經書も、位置づけとしては、「五倫」実現のための具でしかない、ということになる。そして、「五倫」が教育勅語に採り入れられたからには、「五倫」の道を実現していくことこそが、教育勅語の精神に適うことである、との結論に、自然、導かれていくであろう。事実、小柳は、

さう云ふ譯で、今年は教育勅語渙發四十年と云ふやうな年でありますから、我々國家の良民たるものは、此教育勅語の御趣意を發揮して行くには、我輩の述べた五倫の道を十分に實行して、之をますます明かにしなければならぬまいと、斯う思ふのであります。(四七七頁)

と述べて講演を結んでいる。教育勅語下に生きた儒学者・漢学者は、当時もとめられていた儒教道德についての態度をあからさまに表明する・しないにかかわらず、その学問領域が欧米化と戦争の影響を受けることを避けて通るわけにはいかなかった。この点が特に顕著であつたのが、日本儒学であつた⁽⁴⁴⁾。

注

- (1) 朱子学において四書が学ばれる順序の意味について考察したものに、市川安司「四書の順序とその意義」(『二松学舎大学東洋学研究所集刊』第二集、二松学舎大学東洋学研究所、一九七二年三月)がある。朱熹は、『大学』→『論語』→『孟子』→『中庸』の順序で読むべきことを説いている(『朱子語類』一四、寓録)。
- (2) 戦国時代から漢代にかけての「三綱」の形成過程と成立事情については、井ノ口哲也「三綱成立考」(『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』、東京学芸大学、二〇〇六年一月)を参照。

- (3) 朱子学の中国国内における普及の問題について書物の役割に焦点を当てて考察したものに、小島毅「思想伝達媒体としての書物―朱子学の「文化の歴史学」序説―」（宋代史研究会編『宋代社会のネットワーク』汲古書院、一九九八年三月）、小島毅「朱子学の伝播・定着と書物」（『アジア遊学 No. 7 特集宋代知識人の諸相―比較の手法による問題提起』勉誠出版、一九九九年八月）がある。
- (4) 例えば、姜在彦『朝鮮儒教の二千年』（朝日新聞社、二〇〇一年一月）の「第八章 朱子学の伝播と排仏論」の「3 朱子学の伝播」（二五九頁～一六二頁）、山内弘一『朝鮮からみた華夷思想』（山川出版社、二〇〇三年八月）の「② 朝鮮と年号」の「元支配期の高麗王朝」（三〇頁～三四頁）。
- (5) 尹珣均『尹文學士遺藁』（申奭鎬・末松保和、京城、一九三三年二月／龍溪書社、二〇一一年一月復刻版）、阿部吉雄『日本朱子学と朝鮮』（東京大学出版会、一九六五年三月）の第四篇第二章第一節の「②朱子学の朝鮮伝来」（五五二頁～五五五頁）、森平雅彦「朱子学東伝の国際的背景―モンゴル時代と高麗知識人―」（『アジア遊学 No. 50 特集 朝鮮社会と儒教』勉誠出版、二〇〇三年四月）、森平雅彦「朱子学の高麗伝来と対元関係（その一）―安珣朱子学書将来説の再検討―」（『史淵』第百四十三輯、九州大学大学院人文科学研究院、二〇〇六年三月）、森平雅彦「朱子学の高麗伝来と対元関係（その二）―初期段階における尙魯花・ケシク制度との接点―」（『史淵』第百四十八輯、九州大学大学院人文科学研究院、二〇一一年三月）。
- (6) (5) 所掲尹珣均氏著書、(5) 所掲阿部吉雄氏著書。また、裴宗鎬氏は、
儒教が朝鮮に伝来したのは遠く三国時代のことであり、その淵源は長久であるけれども、性理学のばあい、その伝来は近世のことに属している。高麗末、白願正が中国の元で程朱の性理学を学び伝えたというが、これが吾東、程朱学が始めて起こった嚆矢である（高麗史本伝）。（裴宗鎬著・川原秀城監訳『朝鮮儒学史』、知泉書館、二〇〇七年一月、五八頁）と述べ、同書には安珣については全く言及がない。これは、安珣による朱子学伝来説にはとりあわず、白願正を高麗に朱子学をもたらした確実な者と見ている、と解してよいのであろうか。訳者の川原秀城氏の「事実、高麗前の儒学のみならず朝鮮実学や陽明学にもほとんど論究がなく、高麗末期に伝来した程朱の性理学についてのみ詳細な理論分析が展開されている。」（同書「訳者後記」三四九頁）という一文によると、裴氏自身、朱子学伝来の経緯に関しては、さほど関心がなかった、ということかもしれない。
- (7) (5) 所掲森平雅彦氏諸論文。
- (8) 朝鮮王朝の儒学教育機関については、李泰鎮著・六反田豊訳『朝鮮王朝社会と儒教』（法政大学出版局、二〇〇〇年三月）

の「第一章 士林と書院」、六反田豊「朝鮮時代の儒教教育機関」(『アジア遊学 No.50 特集 朝鮮社会と儒教』、勉誠出版、二〇〇三年四月)を参照。引用箇所は、六反田豊氏論文九三頁から。

- (9) 鄭夏美「絵画としての『倭軍』と烈女イデオロギー—十七世紀の『東国新統三綱行実図』の分析から—(大口勇次郎編『女の社会史 17—20世紀—「家」とジェンダーを考える』、山川出版社、二〇〇一年三月)は、『三綱行実図』の絵画としての史料価値に着目し、

このようなビジュアルの使用は一つには、愚民観によるものであった。しだいに女性を対象にする領域が広まるにつれ、文字があまり得意でなく、学問のない女性に対してもっとも効果的伝達方法であると思われるからである。一般国民は教化の対象であり、とりわけ女性はもっと必要であると考えられたのである。(一九五頁)と述べている。

- (10) 志部昭平「諺解 三綱行実図研究—本文・校註・翻訳・開題篇—」(汲古書院、一九九〇年一〇月)の「序」、一頁。

- (11) ①⑨の関係性については、(10) 所掲志部昭平氏著書の「序」一頁および志部昭平「宣祖時改訳の三綱行實について—主に壬辰之乱前古本について—」(『朝鮮学報』第百四十五輯、朝鮮学会、一九九二年一〇月)に基づく。引用箇所は、志部昭平氏著書の「序」一頁から。

- (12) (10) 所掲志部昭平氏著書の「序」、一頁～二頁。

- (13) 岩谷めぐみ「三綱行実図」群の「烈女」篇の成立—朝鮮時代の烈女伝と日本の列女伝について—(『アジア遊学 No.114 特集 東アジアの文学圏—比較から共有へ』、勉誠出版、二〇〇八年九月)、八四頁。

- (14) 厳基珠「近世の韓・日儒教教訓書—『東国新統三綱行実図』『本朝女鑑』『本朝列女伝』を中心として—」(『比較文学研究』第七〇号、東大比較文学会、一九九七年八月)、三五頁～三六頁。また、厳基珠「三綱行実図」類の変化に表れた17世紀朝鮮の社会相—兄弟対立譚釈のための試論—(『人文科学年報』第三〇号、専修大学人文科学研究所、二〇〇〇年三月)は、『東国新統三綱行実図』を核として『三綱行実図』類の掲載内容の割合の変化やその背景としての社会変化の様相について考察している。

- (15) (9) 所掲鄭夏美氏論文、一九七頁。鄭氏は、「殉死と献身を強要する「烈」の具体的行為は貞操のため命を捨てることであり、まさに烈女とは「死ぬことと見つけたり」であり、表彰でむくわれるものであった。」(一九八頁)とも述べている。

- (16) 厳基珠「近世の韓・日儒教教訓書—『東国新統三綱行実図』『本朝女鑑』『本朝列女伝』を中心として—」(14) 所掲、四〇

頁～四一頁。

(17) 伊藤亜人「東アジアの社会と儒教―韓国の民族誌による展望」(溝口雄三・浜下武志・平石直昭・宮嶋博史編『アジアから考える「上」交錯するアジア』、東京大学出版会、一九九三年九月)の「2 儒教の教化」を参照。

(18) 山内民博「李朝後期鄉村社会における旌表請願」(『朝鮮文化研究』第二号、東京大学文学部朝鮮文化研究室、一九九五年三月)を参照。

(19) 東洋文庫(東京都文京区)所蔵の、大江宗光による正治二年(一二〇〇年)の識語のある『中庸章句』が、一二〇〇年に朱熹の著作が日本に伝来したことの根拠となっている。このほか、一九九一年～二〇一一年の十三年間にわたって宋に留学した僧侶の俊苧(一一六六～一二二七)が日本に初めて朱熹注の四書をもたらしたとする伊地知季安『漢学紀源』の説があり、これに久保天随『日本儒学史』(博文館、一九〇四年一月)が同調している。但し、同じく『漢学紀源』の影響を受けている西村天因『日本宋学史』(梁江堂書店・杉本梁江堂、一九〇九年九月)は、『潜隱の俊苧説は、儒書を齎せし史證あるも、儒書中に四書ありけん」と爲すは、亦臆測に過ぎず、且四書刊行の歳に四書の類を齎しけん」と云ふに至りては、頗る尚早の感あり、(二六頁～二七頁)と伊地知説に慎重な姿勢を示している。また、和島芳男『日本宋学史の研究 増補版』(吉川弘文館、一九六二年七月第一刷・一九八八年五月第二刷(増補版))は、宋学の日本伝来に関して、榮西(一一四一～一二二五)・俊苧・円爾(一二〇二～一二八〇)の留学僧三人の事績を考察し、榮西については「宋学に言及した様子もない」(八九頁)とし、俊苧については「貴族の儒学的素養に訴えて仏教を理解させるという新機軸を示したが、その儒学は必ずしも宋学でなく、その仏教も禅宗とは限らなかつた」(九〇頁)とし、円爾については「ただまさしく新注書の将来が認められる点において俊苧より一步を進めたのみと見るべきであろう」(九三頁)と述べている。いま、朱子学の日本への伝来を一二〇〇年としておく。

(20) (19) 所掲和島芳男氏著書の第二編第一章の「宋学の伝来」、八七頁～八八頁。

(21) 藤原惺窩の朱子学に関連して、のちの林羅山の『道春点』の基になった、藤原惺窩のオリジナルとされる朱子新注本への訓点である「惺窩点」が、文之玄昌(一五五五～一六二〇)の訓点「文之点」を剽窃したものである、との問題が江戸時代から続いているが、真偽は不明である。このことについては、東英寿「明治期の日本儒学史研究に与えた『漢学紀源』の影響」(『鹿兒島大学法文学部紀要 人文学科論集』第五六号、鹿兒島大学法文学部、二〇〇二年七月)東英寿「桂庵と伊地知季安『漢学紀源』―桂庵500年祭に向けて―」、東英寿、福岡、二〇〇八年三月)に詳しい。

(22) 徳富猪一郎「壬申の役と朝鮮文化の移入及び其の感化」(『積翠先生華甲壽記念論纂』、非売品、一九四二年八月)は、壬申

の役で日本にもたらされた朝鮮本を「最も多く集めた人は誰かと云へば、徳川家康であった」(九頁)と述べている。家康につかえた惺窩と羅山の置かれた環境の一端が知られよう。また、(5)所掲阿部吉雄氏著書の「序章 日本朱子学勃興の情況と原因」では、「羅山が惺窩の朱陸折衷の学に対決し、朱子学一尊主義、排仏主義を唱えたのも、これらの本を熟読したからであるというのが筆者の推定である」(二五頁)と述べられている。

(23) 所掲徳富猪一郎氏論文、(5)所掲阿部吉雄氏著書の「序章 日本朱子学勃興の情況と原因」、川瀬一馬「古活字版之研究 増補版」(全三冊、日本古書籍商協会、一九六七年)を参照。

(24) 朝鮮出兵以前のものとして、曲直瀬正琳(一五六五〜一六一二)の養安院に伝わった『統三綱行実図』が、東洋文庫に保管されている。

(25) 『化女集』については、中村幸彦「林羅山の翻訳文学―『化女集』『狐媚鈔』を主として―」(『中村幸彦著述集 第六卷 近世作家作品論』、中央公論社、一九八二年九月)を参照。

(26) (25)所掲中村幸彦氏論文は、『化女』とは筆者には珍しい語であるが、女性を教化するの意か。と言う(著述集第六卷七頁)。しばらくこれに従う。

(27) 浅井了意による『三綱行実図』の翻訳は、浅井了意全集刊行会編『浅井了意全集 仮名草子編2』(岩田書院、二〇一二年二月)に収録されている(『三綱行実図』、一三頁〜二〇三頁)。また、同書の小川武彦「解題」(四五一頁〜四六一頁)や、金永昊「浅井了意の『三綱行実図』翻訳―和刻本・和訳本の底本と了意」(『近世文芸』九一、日本近世文学会、二〇一〇年一月)も参照。

(28) 『三綱行実図』の仮名草子への影響については、中村幸彦「朝鮮説話集と仮名草子―『三綱行実図』を主に―」(『中村幸彦著述集 第五卷 近世小説様式史考』、中央公論社、一九八二年八月)を参照。

(29) 江森一郎「近世の女子手習図を読む」(江森一郎『勉強』時代の幕あけ―子どもと教師の近世史―、平凡社、一九九〇年一月)を参照。また、江戸時代後期の高い識字率については、大石学「江戸の教育力 近代日本の知的基盤」(東京学芸大学出版会、二〇〇七年三月)の二〇一頁〜二〇三頁を参照。

(30) 関口すみ子「御一新とジェンダー 荻生徂徠から教育勅語まで」(東京大学出版会、二〇〇五年三月)の第一編第七章「女の再教育」を参照。

(31) 例えば、『女五常訓と五倫の教え 附孝女の鑑』(私立高輪裁縫女学校、一九一〇年二月)。

- (32) 江戸時代中期から後期にかけての漢学者の洋学受容については、岸田知子『漢学と洋学―伝統と新知識のはざま―』（大阪大学出版会、二〇一〇年九月）を、開国後の徳川幕府による洋学の情報収集については、宮地正人「混沌の中の開成所」（東京大学編集・発行『学問のアルケオロジ』、一九九七年二月）を、それぞれ参照。
- (33) 『明治天皇紀』第一（吉川弘文館、一九六八年一〇月）の明治元年三月二十五日の条（六五五頁～六五六頁）。
- (34) 大学校については、『學制五十年史』（文部省、一九三二年一〇月）の第二章 第一期（明治元年より同五年）の九頁～一二頁に基づく。
- (35) 戸川芳郎「明治初期の大学制度といわゆる「漢学」―近代アカデミズムの成立と中国研究（序章）―」（日本近代化研究会編集・発行『日本近代化とその国際的環境』、一九六五年三月）、一一一頁。
- (36) 高橋文博「明治十年代の道徳教育―修身教科書を中心に―」（西村清和・高橋文博編『近代日本の成立―西洋経験と伝統―』、ナカニシヤ出版、二〇〇五年一月）は、「影の薄い道徳教育」（三頁）と呼ぶ。
- (37) 『明治文化資料叢書 第八巻 教育篇（風間書房、一九六一年二月）の「二」 「教育令」制定関係資料」中の「三」（教育令）元老院会議筆記抄」明治二年六月二十七日の午後のやりとり（一二三頁～一二五頁）を参照。
- (38) いま宮内庁蔵版『幼學綱要』（岩波書店、一九三八年九月）を用いる。後出の引用に際しては、当文庫本の頁数を附した。
- (39) 宇野精一「明治以後の儒教―日本保守派―」（講座東洋思想 第10巻 東洋思想の日本的展開、岩波書店、一九六七年九月）、三三六頁～三三七頁。
- (40) 漢学あるいは儒教と道徳教育との関連性、具体的には『教學聖旨』・『幼學綱要』・『教育勅語』に一貫するものについては、(39) 所掲宇野精一氏論文を参照。また、元田永孚に焦点を当てた小倉紀蔵『朱子学化する日本近代』（藤原書店、二〇一二年五月）の「第9章 明治の「天皇づくり」と〈朱子学的思惟〉―元田永孚の思想」も参照。
- (41) 『教育勅語の成立に関しては、海後宗臣「教育勅語成立史の研究」（厚徳社、一九六五年二月）、稲田正次「教育勅語成立過程の研究」（講談社、一九七一年三月）、山住正己「教育勅語」（朝日新聞社、一九八〇年三月）の「第二章 成立過程」、梅溪昇「教育勅語成立史」（青史出版、二〇〇〇年八月）等を参照。
- (42) 「五倫」のうち、『孟子』滕文公篇上の「夫婦有別」と教育勅語の「夫婦相和シ」の齟齬をどう理解するかが問題としてとりあげられることが特に多い。これについては、(41) 所掲山住正己氏著書の第四章の「2 夫婦相和シ」、渡辺浩二「夫婦有別」と「夫婦相和シ」（『中国―社会と文化』第一五号、中国社会文化学会、二〇〇〇年六月）、(30) 所掲関口すみ子氏著書の第

二編第三章第一節「夫婦相和シ」(教育勅語)を参照。また、下川玲子『朱子学的普遍と東アジア—日本・朝鮮・現代』(ベリカン社、二〇一一年一月)の「序論」(二頁—一四頁における「教育勅語」的伝統についての指摘も参照)。

(43) 小柳司氣太「東洋に於ける教育の根本義」(一九三〇年一月草稿/小柳司氣太『東洋思想の研究』、關書院、一九三四年五月)。

(44) 本稿の統篇に位置する論文として、教育勅語体制下に生きた儒学者・漢学者の日本儒学との関わりについて述べた、井ノ口哲也「井上哲次郎の江戸儒学三部作について」(『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』第六十集、東京学芸大学、二〇〇九年一月)、井ノ口哲也「三つの『日本儒学史』—近代日本儒学に関する一考察—」(『中国文史論叢』第五号、中国文史研究会、二〇〇九年三月)の二篇を参照。